

群馬県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領

1 目的

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等（以下「麻薬・覚醒剤・大麻等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。本運動は、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

令和7年の大麻事犯の検挙人員は7,000人を超え過去最多となり、覚醒剤事犯検挙者数と並んで高い水準にある。また、大麻事犯の検挙人員全体の7割以上が30歳未満の若年層であるなど、特に若年層における大麻の乱用が深刻な事態となっている。

薬物乱用を未然に防止するため、国・都道府県・関係団体が緊密に連携し、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、啓発対象年齢層に応じて薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知することで、薬物乱用拡大を防止するための対策を積極的に行うことを徹底する。

2 実施期間

令和8年10月1日から同年11月30日までの2か月間

3 主催

群馬県、群馬県薬物乱用対策推進本部

4 実施事項

(1) 県における実施事項

- ア 県が発行する広報紙等による広報活動
- イ 取締関係機関、教育関係機関等と連携を密にして県内の実情に応じた広報活動
- ウ 報道機関の協力を得た本運動の普及徹底
- エ ポスター、リーフレットの配布
- オ 薬物乱用防止対策班活動の推進
- カ 薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動
- キ 薬物相談窓口制度の広報及び活用の周知徹底

(2) 市町村における実施事項

- ア 市町村広報紙等による広報活動
- イ 配布されたポスターの掲示
- ウ 薬物乱用防止指導員との連携による啓発活動
- エ 会議、集会、ホームページやメール等を利用した啓発活動

(3) 関係機関及び関係団体における実施事項

- ア 自己の機関紙等による広報活動
- イ 配布されたポスターの掲示
- ウ 会議、集会、ホームページやメール等を利用した会員等への本運動の周知徹底